

居るものゝ如くあるも争議の解決を可及的延長せしめ地主を窮地に陥れんとするに對し、全農系組合の指導に依るものは常に合法的手段を否認し團體の威力を以つて地主を威嚇し以つて争議を有利に解決せんとするの傾向あり、動もすれば多数を動員して共同耕作、共同刈取等の舉に出で地主の合法戦術を不可能ならしめんとするのみならず、小學兒童の盟体、消防青年會等々の脱退に依り、公共團體を焦慮せしめ其の固有利に解決せんとするか如き事例も亦見受けらるゝのである。

昭和七年中の解決状況は次の通り

發生	前年より繼續	解決	未解決
一四一一	八一	一四七	七五

報告第一一一號

企救郡企救町志井小作争議並に之に伴ふ暴行事件

2